

「関西広域連合令和6年度伝統文化教室」実施業務 仕様書

1 業務名

「関西広域連合令和6年度伝統文化教室」実施業務

2 業務目的

関西各地にゆかりのある伝統文化を、その歴史や背景などとともに取り上げ、コロナ禍で体験機会を喪失した関西の子どもたちに鑑賞・学習・体験できる機会を広く提供し、次世代への継承につなげる。

3 業務期間

契約締結日～令和7年2月7日

4 業務内容

(1) 開催会場の選定・確保

- ・滋賀県大津市内で1会場及び鳥取県米子市内で1会場を選定、手配すること
- ・開催日数は各1日とすること
- ・参加対象者は各会場所在地及び近隣の小中学生及びその保護者とする。

(2) 体験団体との派遣調整及びイベント運営

委託者と調整の上、以下について、受託者において手配を行い、円滑なプログラム実施を実現すること。

- ・体験団体の手配、連絡調整、当日のアテンド、時間管理、必要経費の支払い及び源泉税の納税
なお、経費のうち各教室の講師派遣料においては、委託者が直接体験団体に経費の支払を行う。
- ・進行管理（タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）の実施。
- ・参加者の募集・受付・案内（参加者数の把握含む）。
- ・出演者及び施設等の安全管理。
- ・イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ損害賠償責任補償）。

(3) 実施体験の想定

以下の体験を組み込み実施すること。なお、参加費は無料とする。

また、以下体験のうち、文化庁「伝統文化親子教室（教室実施型・統括実施型）」の採択を受けている団体を1団体以上選定すること。

①能楽囃子体験

能楽囃子の実演、特徴・歴史等の解説の他、参加者が楽器の演奏方法を学び、体験してもらう。こどもにもわかりやすいイラストを多く用いた参考図書等を活用する。

②湖響太鼓体験

湖響太鼓の実演、特徴・歴史等の解説の他、参加者が太鼓の打法を学び、体験してもらう。こどもにもわかりやすいイラストを多く用いた参考図書等を活用する。

③米子がいな太鼓

米子がいな太鼓の実演、特徴・歴史等の解説の他、参加者が太鼓の打法を学び、体験してもらう。こどもにもわかりやすいイラストを多く用いた参考図書等を活用する。

④日本舞踊

日本舞踊の実演、特徴・歴史等の解説の他、参加者が日本舞踊の方法を学び、体験してもらう。こどもにもわかりやすいイラストを多く用いた参考図書等を活用する。

(4) 事業実施にあたっての留意点

小中学生に伝統文化の魅力を、わかりやすく伝え、楽しく学びながら親しみを持てる内容とすること。また、質問コーナーを設け、体験団体と参加者の交流を図ること。

(5) 広報・記録

- ・多くの小中学生が伝統文化を体験する機会を得られるよう、参加意欲を高める効果的なチラシや SNS 等を活用した情報発信など、効果的な広報を行うこと。なお、広報チラシの作成は受託者において行うこと
- ・事業報告用に各体験の様子を記録撮影すること

5 事業完了報告

事業終了後、事業完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙媒体及び電子データで各 2 部、以下に提出すること。

・納期：令和 7 年 2 月 7 日（金）

・納品場所：関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化課（京都府文化生活部文化政策室内）

6 留意事項

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、安全かつ円滑、正確に行うこと。
- (3) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、

受託者と委託者が協議の上、決定すること。

- (4) 作成、配信した動画や広報物等、全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症等の対策について、スタッフのほか、出演者などの外部参加者に対して、社会状況にあわせた適切な措置を講じること。